

第八章 響流山勝福寺の運営並びに維持管理

宗教法人勝福寺規則	184
勝福寺総代会規則	187
勝福寺運営規則	188
勝福寺総代会	189
歴代総代一覧表	190
勝福寺御本尊御修復	194
勝福寺共同墓「俱會一處」	200
庫裏の台所・玄関改修工事	202
勝福寺年間行事	204



寺の運営

勝福寺の運営は、基本的には、江戸時代から続く寺と門徒との信頼関係に基づき運営されています。これは昔からある寺院に共通したことです。

ただ、その信頼関係を悪用したり逸脱したりすることがないように、「宗教法人勝福寺規則」がつけられました。

この「宗教法人勝福寺規則」は戦後、新憲法の下、「宗教法人法」に基づき義務づけられたもので、真宗大谷派が作製した見本を基にしてつくられています。それを国（具体的には県）と、包括団体である「真宗大谷派」に届け出、承認を受けることで、勝福寺が「宗教法人」の資格を得ているわけです。

そうした「宗教法人勝福寺規則」とは別に、勝福寺には「総代会規則」がありました。お寺とご門徒を繋ぐ総代の役割を規定したものです。

しかし、それではお寺の運営に関するものが足りないということで、今回の御遠忌を機に、「響流山勝福寺運営規則」をつくりました。

今後は、「宗教法人勝福寺規則」を守りながら「響流山勝福寺運営規則」に従って、勝福寺を運営していくこととなります。

宗教法人「勝福寺」規則

昭和二十七年施行

第一章 総則

(名称)

第一條 この寺院は、宗教法人法による宗教法人であつて「勝福寺」という。

(事務所の所在地)

第二條 この宗教法人（以下「法人」という。）の事務所は、大分縣宇佐郡四日市町大字四日市仟四百貳拾六番地に置く。

(包括団体)

第三條 この法人の包括団体は、宗教法人「真宗大谷派」とする。

(目的)

第四條 この法人は、その包括団体の規定たる真宗大谷派宗憲（以下「宗憲」という。）により、宗祖親鸞上人の立教開宗の本旨に基づいて、教議をひろめ、儀式行事を行い、門徒を教化育成し、社会の教化を図り、その他この寺院の目的を達成するための、堂宇その他の財産の維持管理その他の業務及び事業を運営することを目的とする。

(公告の方法)

第五條 この法人の公告は、事務所の掲示場に十日間掲示して行う。

第二章 役員その他の機関

第一節 代表役員及び責任役員

(代表役員の資格)

第六條 代表役員は、この寺院の住職の職にある者をもって充てる。

2 住職は、宗憲により、藤谷姓を名乗る男子たる教師について、真宗大谷派の管長が任命する。

3 住職の任命の申請は、総代の同意を得て、住職又は住職代務者が行い、住職及び住職代務者がともにならないときは、総代が合議して行う。

(代表役員の職務権限)

第七條 代表役員は、この法人を代表し、その事務を総理する。

(責任役員の員数)

第八條 この法人には、七人の責任役員を置く。（責任役員の資格及び選定）

第九條 代表役員以外の責任役員は、左に掲げる者とする。

一 この寺院に僧籍を有する者のうちから代表役員が総代の同意を得て選定した者三人
二 総代が選定した者三人

2 前項第一号の規定によつて責任役員を選定する場合において、この寺院に僧籍を有する者がいないとき、又はその僧籍を有する者のうちから選定することができないときは、代表役員は、総代の同意を得て、他の者のうちからこれを選定することができる。（責任役員の任期）

第十條 代表役員以外の責任役員任期は、三年とする。但し再任を妨げない。

2 補欠責任役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 後任責任役員は、現任者の任期満了一月前までに選定しなければならない。

第二節 代務者

(代表役員代務者)

第十一條 代表役員が左の各号の一に該当するときは、代表役員代務者を置き、この寺院住職代務者の職にある者をもつてこれに充てる。

- 一 死亡その他の事由に因つて欠けた場合において、すみやかにその後任者を選ぶことができないとき。
- 二 病氣その他の事由に因つて三月以上その職務を行うことができないとき。

2 住職代務者は、宗憲により、教師について、管長が任命する。

3 住職代務者の任命の申請は、総代の同意を得て、住職が行い、住職がないときは、総代が合議して行う。

4 住職代務者の任期は、三年とする。但し、再任を妨げない。

(責任役員代務者)

第十二條 代表役員以外の責任役員が前條第一項各号の一に該当するときは、責任役員代務者を置き、他の責任役員及び総代の同意を得て、代表役員が選定する。

(職務権限及び退任)

第十三條 代務者は、代表役員又は責任役員に

代つてその職務権限の全部を行う。

2 代務者は、その置かなければならない事由がなくなったときは、当然退任するものとする。

第三節 仮代表役員及び仮責任役員

(仮代表役員)

第十四條 代表役員は、この法人と利益が相反する事項については、代表権を有しない。この場合においては、仮代表役員を置かなければならない。

2 仮代表役員は、他の責任役員及び総代の合議によつて選定する。

3 前項の規定によることができないときは、この寺院を管轄する教務所長をもつて充てる。(仮責任役員)

第十五條 責任役員は、その責任役員と特別の利害関係がある事項については、議決権を有しない。この場合においては、仮責任役員を置かなければならない。

2 仮責任役員は、他の責任役員及び総代の合議によつて選定する。

第四節 総代

(員数、資格、選定及び任期)

第十六條 この寺院には、五人の総代を置く。

2 総代は、この寺院の檀徒及び信徒で、衆望の帰するものの中から選定する。

3 第十條の規定は、総代に準用する。(職務権限)

第十七條 総代は、責任役員に協力して、この寺院の興隆に努めなければならない。

2 総代はこの寺院の業務について、勧告及び助言をする事ができる。

(同意を要する事項)

第十八條 左に掲げる事項については、あらかじめ総代の同意を得なければならない。但し、緊急の必要に基くものであり、又は軽微のものである場合及び第四号に掲げる事項が一年以内の期間に係るものである場合は、この限りでない。

- 一 借入及び臨時の融通
- 二 主要建物の新築、改築、増築、移築、除却及び著しい模様替
- 三 土地の著しい模様替
- 四 主要な境内建物及び境内地の用途の変更並びにこの法人の目的以外の使用

(欠格)

第十九條 左の各号の一に該当する者は、総代となることができない。

- 一 未成年者
- 二 禁治産者及び準禁治産者
- 三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者

第三章 財務

(宗費の負担)

第二十條 この法人は、宗憲その他の規則で定めるところにより、宗費を納付する義務を負う。(財産の種類)

第二十一条 この法人の財産は特別財産、基本財産及び普通財産とする。

(特別財産)

第二十二条 特別財産は、総代の同意を得て法宝物又は宝物として設定した財産とする。

2 特別財産は処分し、又は担保に供することができない。但し、総代の同意を得て、管長の承認を受けたときは、この限りでない。

(基本財産)

第二十三条 基本財産は、不動産、有価証券、現金及び預金について、総代の同意を得て設定した財産とする。

2 基本財産たる現金は、有価証券に替え、又は信託にし、若しくは信用のある銀行等に預けて、保管しなければならない。

3 基本財産を貸し付け、交換し、売り払い、譲り渡し、若しくは出資の目的とし、又はこれにこの法人以外の私権を設定しようとするときは、総代の同意を得なければならない。但しこれを交換し、売り払い、譲り渡し、又は担保に供しようとする場合においては、更に管長の承認を受けなければならない。

(普通財産)

第二十四条 普通財産は、特別財産及び基本財産以外の財産、基本財産から生ずる果実並びに一般の収入とする。

2 普通財産たる不動産を貸し付け、交換し、売り払い、譲り渡し、若しくは出資の目的とし、又はこれにこの法人以外の私権を設定しようとするときは、総代の同意を得なければならない。

ならない。

(保証の禁止)

第二十五条 この法人は、保証することができない。

(経費)

第二十六条 この法人の経費は、門徒の義務金及寄付金その他普通財産たる収入をもって支弁する。

(予算の編成)

第二十七条 この法人の歳入及び歳出は、毎会計年度予算をもって定める。

2 予算は、すべての収入を歳入とし、すべての支出を歳出として、毎会計年度開始一月前までに編成しなければならない。

(予算の区分)

第二十八条 予算は、經常及び臨時の二部に分ける。

2 特別の法要、著しい営繕その他臨時の経費は、臨時部に計上する。

(追加予算及び更生予算)

第二十九条 やむを得ないときは、追加予算を編成し、又は予算の更生を行うことができる。

(特別会計の設定)

第三十条 特別の必要があるときは、総代の同意を得て特別会計を設定することができる。

(決算の作成)

第三十一条 決算は、毎会計年度終了後、すみやかに作成しなければならない。
(歳計剰余金の処置)

第三十二条 歳計に剰余を生じたときは、翌年度の歳入に繰り入れ、又は特別会計の収入に充てることができる。

(会計年度)

第三十三条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌三月三十一日に終わるものとする。

第四章 財産目録その他の備付表簿

(財産目録の作成)

第三十四条 この法人は、毎会計年度終了後三月以内に、財産目録を作成しなければならない。

(備付表簿)

第三十五条 この法人の事務所には、常に左に掲げる書類及び帳簿を備え、これらを整備しなければならない。

一 規則及び認証書

二 役員名簿

三 僧籍名簿

四 総代名簿

五 門徒名簿

六 寺族名簿

七 財産目録

八 責任役員及び総代会議の議事録並びに事務処理簿

九 過去帳

十 由緒沿革を示す書類

十一 その他重要事項の記録

第五章 補則

(規則の変更の手續)

第三十六條 この規則を変更しようとするときは、責任役員の数員の全員及び総代の同意を得て、管長の承認及び、大分県知事の認証を受けなければならない。第二條、第三條又は第三十七條の規定の変更については、更に門徒の三分の二以上の同意を得るものとする。

(合併及び解散の手続)

第三十七條 この法人が合併し、又は解散しようとするときは、責任役員の数員の全員及び総代並びに門徒の三分の二以上の同意を得て、管長の承認及び大分県知事の認証を受けなければならない。

(清算人)

第三十八條 この法人が解散したときは、代表役員又はその代表者が清算人となる。

2 前項の規定によることができないときは、清算人は、総代の意見を聞いて、責任役員が選定する。

(残余財産の帰属)

第三十九條 この法人が解散したときは、その残余財産は、解散当時の住職に帰属する。

2 前項の規定によることができないときは、清算人は、総代の同意を得て、藤谷姓を名乗る解散直前の住職の遺産継承者に、その財産を公平に分配しなければならない。

三 前二項の規定によることができないときは、清算人は、総代の同意を得て、真宗大谷派又は真宗大谷派に包括される宗教団体又は公益事業のために、その財産を処分することができる。

四 第一項及び第二項の住職には、兼務住職及び住職代務者は含まれないものとする。

(宗憲及び真宗大谷派規則の効力)

第四十條 宗憲及び真宗大谷派規則中この法人に関係がある事項に関する規定は、この法人についても、その効力を有する。

(施行細則)

第四十一條 この規則の施行に関する細則は、総代の同意を得て定めることができる。

付則

一 この規則は、設定の登記をした日から施行する。

二 この規則施行当初の代表役員は、勝福寺住職・藤谷弘道とし、その他の責任役員は、矢頭鹿蔵、渡辺敏二、渡来須恵雄、枝光浅蔵、及び山本武夫とする。

響流山勝福寺総代会規則

平成十年施行

第一条 各地区の門信徒のお世話や、お寺のお世話をする人をもって、勝福寺の総代とする。

第二条 総代の任期は三年とする。ただし再任することを妨げない。任期が満了したときは、すみやかにその地区で話し合い、後任を選んで、住職、会長に届け出る。

第三条 総代は「勝福寺総代会」に出席して、

勝福寺の法要・教化・維持運営・募財等について話し合い、決定する。

第四条 総代は門信徒の代表として、地区の意見を、総代会等の場で発表する。

第五条 総代はお寺の代表として、総代会等で決まったことを、地区の人々に伝える。

第六条 勝福寺総代会の中に、会員の互選によって、次の役員を置く。

① 会長 一名

② 副会長 二名

③ 事務局長 一名

④ 会計 二名

⑤ 常任委員 五名

第七条 第六条に定めた役員十一名をもって、常任委員会を結成する。

第八条 常任委員会は、住職と力を合わせて、法要等の寺務運営に当たる。

第九条 総代および顧問の中より「宗教法人勝福寺」の「総代」(五名)と「責任役員」(六名)を選任し、本山に届け出る。

第十条 第六条、並びに第九条に定めた役員任期は三年とする。

第十一条 総代会の承認を得て、本会に顧問を置くことができる。

(附則)

本規則は、総代会の承認を得て、平成十年九月十一日より施行する。

本規則は、総代会の承認を得て、平成二十五年十月十日より施行する。

響流山勝福寺運営規則

令和元年施行

第一章 総則

(目的)

第一条 響流山勝福寺（以下「勝福寺」という。）

に集う門信徒にとつて勝福寺が同朋社会実現のための僧伽となることを目的として、法要及び教化事業に関する運営規則を定める。

(業務)

第二条 勝福寺は前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

(一) 法要

- ① 報恩講
 - ② 春季彼岸会並びに降誕会法要
 - ③ 秋季彼岸会並びに永代経法要
- (二) 教化事業
- ① 仏教婦人会「かはづの会」
 - ② たんぽぽ子ども会
 - ③ 勝福寺寺報「ひびき」発行
 - ④ 研修事業……御名を聞く会・はじめの一步・研修旅行 など
 - ⑤ ボランティア活動

第二章 組織

(総代)

第三条 各地区の門信徒のお世話や、お寺のお

世話をする人をもつて、勝福寺の総代とする。

二 総代の任期は三年とする。ただし再任することを妨げない。任期が満了したときは、すみやかにその地区で話し合い、住職、会長に届ける。

三 総代は門信徒の代表として、地区の意見を総代会等の場で発表するとともに、お寺の代表として、総代会等で決まったことを、地区の門信徒に伝える。

(総代会)

第四条 総代会は、議決機関として、勝福寺の事業計画及び予算・決算、並びに、その他の重要事項について審議する。

二 総代会は、会長が招集する。

三 総代会は、総代の過半数の出席により成立し、出席者の過半数の賛成により決定する。

(役員)

第五条 総代会の中に、会員の互選によって、次の役員を置く。

- | | |
|--------|----|
| ① 会長 | 一名 |
| ② 副会長 | 二名 |
| ③ 事務局長 | 一名 |
| ④ 会計 | 二名 |
| ⑤ 常任委員 | 五名 |
- (常任委員会)

第六条 第五条に定めた役員十一名をもつて、常任委員会を結成する。

二 常任委員会は、住職と力を合わせて、法要等の寺務運営に当たる。
(「宗教法人勝福寺」の役員)

第七条 総代の中より「宗教法人勝福寺」の総代（五名）と責任役員（六名）を選任し、本山に届ける。

(役員)の任期)

第八条 第五条及び第七条に定めた役員)の任期は三年とする。

(教化委員会)

第九条 第二条第二項の「教化事業」を行うために、勝福寺に教化委員会を設置する。

二 教化委員会の下に次の活動組織を置く。

- ① 仏教婦人会「かはづの会」
- ② たんぽぽ子ども会
- ③ 「ひびき」編集委員会

三 教化委員会は上記活動組織の代表、並びに総代会代表、並びに住職及び坊守で構成する。

第三章 会計

(会計年度)

第十条 会計年度は7月1日から翌年の6月30日までとする。

(法要会計)

第十一条 本会計は「法要会計」とし、年度毎に予算及び決算を作成し、総代会において承認を受ける。

二 本会計が対象とする収入及び支出は、次の通りとする。

① 収入は、報恩講、春季彼岸会法要、秋季彼岸会法要におけるご法札及び本山納金並びにお賽銭とする。ただし、門徒より布施された「本山納金」は、すべて本山、教区、組、別院への納金に充当するものとする。

②支出は、第二条の業務に必要な経費とする。
(勝福寺営繕特別会計)

第十二条 法要会計については、年度毎に決算し、残金が出た場合は「勝福寺営繕特別会計」に繰り入れ、必要に応じて総代会の同意を得て営繕のために充当する。

(附則)

本規則は、総代会の承認を得て、令和元年9月12日より施行する。

勝福寺総代会

「勝福寺総代会規則」並びに「勝福寺運営規則」に明記されているように、お寺とご門徒を繋ぐのが「勝福寺総代会」です。毎年九月に総代会を開き、前年度の活動報告を行い、引き続き新年度の活動計画を審議します。

総代会は、門徒の代表として総代が、地区の意見や考えを発表するという大切な役割を担っています。その構成は十一人の役員（会長、副会長、事務局長、会計、常任委員）と各地区のお世話をする総代と婦人会の役員で構成されていて、令和元年十月の段階では二十七名で構成されています。

また、必要に応じて臨時の総代会が開かれる

とともに、案件によっては特別委員会が設置される場合があります。

このたびの御遠忌にあたっては、平成二十八年度の通常総代会で、勝福寺においても「宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌」を厳修することを決定し、一年間の話し合いを経て、平成二十九年度の通常総代会で「御遠忌委員会」が承認されました。そして、平成三十一年四月に開催された臨時総代会で、響流山勝福寺 宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌・計画案並びに予算案が承認されました。



平成31(2019)年4月16日 臨時総代会

常任委員会

勝福寺の運営は、総代会の中に設けられた常任委員会が行っています。常任委員会は、会長、副会長、事務局長、会計、常任委員の十一名で構成されており、この十一名が法要の準備や、法要における会計事務を担当しています。

また総代会に先立って、総代会の議案を検討し、総代会に提案しています。

そのほか、宗教法人勝福寺の「責任役員」（六名）と「総代」（五名）に就任してもらっています。（任期三年）



法要における会計事務

歴代総代一覧

平成11年 (1999)	平成10年 (1998)		平成6年 (1994)		平成元年 (1989)	
外園 章	外園 章		渡辺 信雄		向野 一一	会 長
中園 静雄	中園 静雄		外園 章		渡辺 信雄	副会長
佐々木 孝司	佐々木 孝司					副会長
渡辺 正綱	渡辺 正綱		中園 静雄		中園 静雄	会 計
河野 尚之	河野 尚之		峯 聲		峯 聲	会 計
吉松 忠徳	吉松 忠徳		佐々木 孝司		佐々木 孝司	事務局長
山本 裕敬	山本 裕敬					書 紀
藤本 千之	藤本 千之		藤本 千之		渡辺 文生	常任委員
矢次 慶吾	矢次 慶吾		大迫 国光		矢野 矢	常任委員
向野 茂	麻生 史紀		尾山 政夫		大迫 国光	常任委員
麻生 史紀	向野 茂		渡辺 元義		外園 章	常任委員
			山本 裕敬		畑迫正一・藤本千之	常任委員
					山本裕敬・尾山政夫	常任委員
渡辺 ミツル	渡辺 ミツル		渡辺 信雄		渡辺 信雄	上町(信)
渡辺 正綱	渡辺 正綱		渡辺 正綱		渡辺 文生	
落合 ヤス子	落合 ヤス子		前田 隆三			小菊町
幡手 スエノ	幡手 スエノ		幡手 スエノ		幡手 スエノ	新町
渡辺 孝純	渡辺 孝純		渡辺 孝純		渡辺 孝子	東新町
大迫 国光	大迫 国光		大迫 国光		大迫 国光	〃
						〃
中園 静雄	中園 静雄		中園 静雄		中園 静雄	横町・蛭子町
外園 正久	外園 正久		外園 正久			本町・西本町
麻生 史紀	麻生 史紀		麻生 史紀		麻生 史紀	寺山
外園 ミツエ	外園 ミツエ		外園 淳		外園 淳	常德
河野 正巳	河野 正巳		渡辺 元義		渡辺 元義	〃
中園 武義	中園 武義				中園 武	〃
						〃
矢次 慶吾	矢次 慶吾		矢次 重義		矢次 重義	中原
藤本 千之	藤本 千之		藤本 千之		藤本 千之	〃
吉松 君子	吉松 君子		吉松 君子		吉松 君子	大塚
渡来 秀利	渡来 秀利		渡来 秀利		畑迫 正一	〃
佐々木 孝司	佐々木 孝司		佐々木 孝司		佐々木 孝司	山本
小川 春海	小川 春海		小川 春海		小川 春海	〃
山本 裕敬	山本 裕敬		山本 裕敬		山本 裕敬	〃
粉 一民	粉 一民		粉 一民		粉 一民	吉松
奥永 修	奥永 修		奥永 始		奥永 始	深水
向野 茂	向野 茂		向野 茂		向野 一一	新洞
権藤 哲彦	権藤 哲彦		権藤 顕		権藤 顕	沖
川面 田守	川面 田守		川面 一男		川面 武雄	小坂
石川 陽一	石川 陽一		石川 十三男		石川 十三男	野尻
河野 尚之	河野 尚之		河野 尚之		河野 尚之	副
尾山 政夫	尾山 政夫		尾山 政夫		尾山 政夫	〃
渡辺 正民	渡辺 正民		渡辺 正民			中津

歴代総代一覧

平成18年 (2006)	平成17年 (2005)	平成16年 (2004)	平成15年 (2003)	平成14年 (2002)	平成13年 (2001)	平成12年 (2000)	
山本 裕敬	山本 裕敬	山本 裕敬	中園 静雄	中園 静雄	中園 静雄	中園 静雄	会 長
矢次 慶吾	矢次 慶吾	渡辺 正綱	佐々木 孝司	佐々木 孝司	佐々木 孝司	佐々木 孝司	副会長
外園 正久	外園 正久	矢次 慶吾	渡辺 正綱	渡辺 正綱	渡辺 正綱	渡辺 正綱	副会長
	河野 尚之	河野 尚之	河野 尚之	(兼)渡辺正綱 河野 尚之	(兼)渡辺正綱 河野 尚之	(兼)渡辺正綱 河野 尚之	会 計
	吉松 忠徳	吉松 忠徳	吉松 忠徳	吉松 忠徳	吉松 忠徳	吉松 忠徳	会 計
向野 茂	向野 茂	向野 茂	山本 裕敬	山本 裕敬	山本 裕敬	山本 裕敬	事務局長
麻生 史紀	麻生 史紀	麻生 史紀	矢次 慶吾	矢次 慶吾	矢次 慶吾	藤本 千之	書 紀
丸野 寿夫	丸野 寿夫	外園 正久	向野 茂	向野 茂	向野 茂	矢次 慶吾	常任委員
河野 正巳	河野 正巳	河野 正巳	麻生 史紀	麻生 史紀	麻生 史紀	向野 茂	常任委員
	渡辺 一好	丸野 寿夫	外園 正久	外園 正久	外園 正久	麻生 史紀	常任委員
渡辺 輝幸	渡辺 輝幸		藤本 千之	藤本 千之	藤本 千之		常任委員
							常任委員
渡辺 輝幸	渡辺 輝幸	渡辺 輝幸	渡辺 ミツル	渡辺 ミツル	渡辺 ミツル	渡辺 ミツル	上町(信)
渡辺 一好	渡辺 一好	渡辺 正綱	渡辺 正綱	渡辺 正綱	渡辺 正綱	渡辺 正綱	
丸野 寿夫	丸野 寿夫	丸野 寿夫	丸野 寿夫	落合 ヤス子	落合 ヤス子	落合 ヤス子	小菊町
幡手 スエノ	幡手 スエノ	幡手 スエノ	幡手 スエノ	幡手 スエノ	幡手 スエノ	幡手 スエノ	新町
渡辺 孝純	渡辺 孝純	渡辺 孝純	渡辺 孝純	渡辺 孝純	渡辺 孝純	渡辺 孝純	東新町
大迫 十四子	大迫 十四子	大迫 十四子	大迫 十四子	大迫 国光	大迫 国光	大迫 国光	〃
							〃
國廣 喜一郎	國廣 喜一郎	中園 静雄	中園 静雄	中園 静雄	中園 静雄	中園 静雄	横町・蛭子町
外園 正久	外園 正久	外園 正久	外園 正久	外園 正久	外園 正久	外園 正久	本町・西本町
麻生 史紀	麻生 史紀	麻生 史紀	麻生 史紀	麻生 史紀	麻生 史紀	麻生 史紀	寺山
外園 晃	外園 晃	外園 晃	外園 ミツエ	外園 ミツエ	外園 ミツエ	外園 ミツエ	常德
河野 正巳	河野 正巳	河野 正巳	河野 正巳	河野 正巳	河野 正巳	河野 正巳	〃
	清永 文代	清永 文代	清永 文代	清永 文代	清永 文代	清永 文代	〃
池上 潔	池上 潔	池上 潔					〃
矢次 慶吾	矢次 慶吾	矢次 慶吾	矢次 慶吾	矢次 慶吾	矢次 慶吾	矢次 慶吾	中原
		藤本 千之	藤本 千之	藤本 千之	藤本 千之	藤本 千之	〃
吉松 君子	吉松 君子	吉松 君子	吉松 君子	吉松 君子	吉松 君子	吉松 君子	大塚
渡来 秀利	渡来 秀利	渡来 秀利	渡来 秀利	渡来 秀利	渡来 秀利	渡来 秀利	〃
佐々木 昌克	佐々木 昌克	佐々木 昌克	佐々木 孝司	佐々木 孝司	佐々木 孝司	佐々木 孝司	山本
小川 春海	小川 春海	小川 春海	小川 春海	小川 春海	小川 春海	小川 春海	〃
山本 裕敬	山本 裕敬	山本 裕敬	山本 裕敬	山本 裕敬	山本 裕敬	山本 裕敬	〃
				粉 一民	粉 一民	粉 一民	吉松
奥永 義彦	奥永 義彦	奥永 義彦	奥永 義彦	奥永 修	奥永 修	奥永 修	深水
向野 茂	向野 茂	向野 茂	向野 茂	向野 茂	向野 茂	向野 茂	新洞
権藤 哲彦	権藤 哲彦	権藤 哲彦	権藤 哲彦	権藤 哲彦	権藤 哲彦	権藤 哲彦	沖
川面 田守	川面 田守	川面 田守	川面 田守	川面 田守	川面 田守	川面 田守	小坂
石川 勝美	石川 勝美	石川 勝美	石川 勝美	石川 陽一	石川 陽一	石川 陽一	野尻
河野 尚之	河野 尚之	河野 尚之	河野 尚之	河野 尚之	河野 尚之	河野 尚之	副
			尾山 政夫	尾山 政夫	尾山 政夫	尾山 政夫	〃
							中津

歴代総代一覧

平成25年 (2013)	平成24年 (2012)	平成23年 (2011)	平成22年 (2010)	平成21年 (2009)	平成20年 (2008)	平成19年 (2007)	
向野 茂	山本 裕敬	山本 裕敬	山本 裕敬	山本 裕敬	山本 裕敬	山本 裕敬	会 長
丸野 寿夫	河野 正巳	河野 正巳	河野 正巳	河野 正巳	河野 正巳	矢次 慶吾	副会長
渡辺 輝幸	吉松 忠徳	吉松 忠徳	吉松 忠徳	吉松 忠徳	吉松 忠徳	外園 正久	副会長
松本 順	丸野 寿夫	丸野 寿夫	渡辺 一好	渡辺 一好	渡辺 一好	渡辺 一好	会 計
渡辺 和義	南 耕治		丸野 寿夫	丸野 寿夫	丸野 寿夫		会 計
南 耕治	向野 茂	向野 茂	向野 茂	向野 茂	向野 茂	吉松 忠徳	事務局長
	(兼)丸野寿夫	(兼)丸野寿夫	(兼)丸野寿夫	(兼)丸野寿夫	(兼)丸野寿夫	向野 茂	書 紀
渡辺 一好	渡辺 一好	渡辺 一好	渡辺 輝幸	河野 尚之	河野 尚之	麻生 史紀	常任委員
渡辺 昌敏	渡辺 輝幸	渡辺 輝幸	奥永 義彦	渡辺 輝幸	渡辺 輝幸	丸野 寿夫	常任委員
定行 宏和	奥永 義彦	奥永 義彦	渡辺 昌敏	奥永 義彦	奥永 義彦	河野 正巳	常任委員
奥永 義彦	渡辺 昌敏	渡辺 昌敏	定行 宏和	渡辺 昌敏	渡辺 昌敏	河野 尚之	常任委員
	定行 宏和	定行 宏和				渡辺 輝幸	常任委員
							常任委員
渡辺 輝幸	渡辺 輝幸	渡辺 輝幸	渡辺 輝幸	渡辺 輝幸	渡辺 輝幸	渡辺 輝幸	上町(信)
渡辺 一好	渡辺 一好	渡辺 一好	渡辺 一好	渡辺 一好	渡辺 一好	渡辺 一好	
丸野 寿夫	丸野 寿夫	丸野 寿夫	丸野 寿夫	丸野 寿夫	丸野 寿夫	丸野 寿夫	小菊町
幡手 紳一	幡手 紳一	幡手 ス工ノ	幡手 ス工ノ	幡手 ス工ノ	幡手 ス工ノ	幡手 ス工ノ	新町
渡辺 孝純	渡辺 孝純	渡辺 孝純	渡辺 孝純	渡辺 孝純	渡辺 孝純	渡辺 孝純	東新町
長尾 正子	長尾 正子				大迫 十四子	大迫 十四子	〃
渡辺 ツルヨ	渡辺 ツルヨ						〃
定行 宏和	定行 宏和	定行 宏和	國廣 喜一郎	國廣 喜一郎	國廣 喜一郎	國廣 喜一郎	横町・蛭子町
麻生 民子	麻生 史紀	麻生 史紀	定行 宏和	定行 宏和	定行 宏和	外園 正久	本町・西本町
外園 晃	外園 晃	外園 晃	麻生 史紀	麻生 史紀	麻生 史紀	麻生 史紀	寺山
	河野 正巳	河野 正巳	外園 晃	外園 晃	外園 晃	外園 晃	常德
奥田 貞久	奥田 貞久	奥田 貞久	河野 正巳	河野 正巳	河野 正巳	河野 正巳	〃
池上 潔	池上 潔	池上 潔	奥田 貞久	奥田 貞久	大久保 洋	大久保 洋	〃
矢次 正俊	池上 潔	池上 潔	池上 潔	池上 潔	池上 潔	池上 潔	〃
松本 順	矢次 正俊	矢次 正俊	矢次 正俊	矢次 正俊	矢次 慶吾	矢次 慶吾	中原
	松本 順	松本 順	松本 順	松本 順	吉松 君子	吉松 君子	大塚
渡来 秀利	渡来 秀利	渡来 秀利	渡来 秀利	渡来 秀利	渡来 秀利	渡来 秀利	〃
佐々木 昌克	渡来 秀利	渡来 秀利	渡来 秀利	渡来 秀利	渡来 秀利	渡来 秀利	〃
本 ミチ工	佐々木 昌克	佐々木 昌克	佐々木 昌克	佐々木 昌克	佐々木 昌克	佐々木 昌克	山本
山本 英利	本 ミチ工	本 ミチ工	本 ミチ工	本 ミチ工	本 ミチ工	小川 春海	〃
奥永 義彦	山本 裕敬	山本 裕敬	山本 裕敬	山本 裕敬	山本 裕敬	山本 裕敬	〃
向野 茂	山本 裕敬	山本 裕敬	山本 裕敬	山本 裕敬	山本 裕敬	山本 裕敬	〃
榎藤 孝子	奥永 義彦	奥永 義彦	奥永 義彦	奥永 義彦	奥永 義彦	奥永 義彦	深水
川面 田守	向野 茂	向野 茂	向野 茂	向野 茂	向野 茂	向野 茂	新洞
	榎藤 孝子	榎藤 孝子	榎藤 孝子	榎藤 孝子	榎藤 孝子	榎藤 孝子	沖
	川面 田守	川面 田守	川面 田守	川面 田守	川面 田守	川面 田守	小坂
				石川 勝美	石川 勝美	石川 勝美	野尻
南 耕治	南 耕治	南 耕治	南 耕治	河野 尚之	河野 尚之	河野 尚之	副

歴代総代一覧

令和元年 (2019)	平成30年 (2018)	平成29年 (2017)	平成28年 (2016)	平成27年 (2015)	平成26年 (2014)	
向野 茂	向野 茂	向野 茂	向野 茂	向野 茂	向野 茂	会 長
渡辺 輝幸	渡辺 輝幸	渡辺 輝幸	丸野 寿夫	丸野 寿夫	丸野 寿夫	副会長
香田 紀子	香田 紀子	香田 紀子	渡辺 輝幸	渡辺 輝幸	渡辺 輝幸	副会長
松本 順	松本 順	松本 順	松本 順	松本 順	松本 順	会 計
渡辺 和義	渡辺 和義	(兼)渡辺輝幸 渡辺 和義	渡辺 和義 南 耕治	渡辺 和義 南 耕治	渡辺 和義 南 耕治	会 計 事務局長 書 紀
丸野 寿夫	丸野 寿夫	丸野 寿夫	渡辺 昌敏	渡辺 昌敏	渡辺 一好	常任委員
瀬々 和義	瀬々 和義	瀬々 和義	奥永 義彦	奥永 義彦	渡辺 昌敏	常任委員
牧本 和孝	牧本 和孝	牧本 和孝	香田 紀子	香田 紀子	定行 宏和	常任委員
渡辺 重昭	渡辺 重昭	渡辺 重昭			奥永 義彦	常任委員
後藤 啓一郎	松尾 由美子	松尾 由美子				常任委員
松尾 由美子						常任委員
渡辺 輝幸	渡辺 輝幸	渡辺 輝幸	渡辺 輝幸	渡辺 輝幸	渡辺 輝幸	上町(信)
渡辺 重昭	渡辺 重昭	渡辺 重昭	渡辺 一好	渡辺 一好	渡辺 一好	
牧本 和孝	牧本 和孝	牧本 和孝	丸野 寿夫	丸野 寿夫	丸野 寿夫	小菊町
幡手 紳一	幡手 紳一	幡手 紳一	幡手 紳一	幡手 紳一	幡手 紳一	新町
外園 隆二	外園 隆二	時高 俊二	時高 俊二	時高 俊二	渡辺 孝純	東新町
長尾 正子	長尾 正子	長尾 正子	長尾 正子	長尾 正子	長尾 正子	〃
二渡 乙香	二渡 乙香	渡辺 ツルヨ	渡辺 ツルヨ	渡辺 ツルヨ	渡辺 ツルヨ	〃
瀬々 和義	瀬々 和義	瀬々 和義	瀬々 和義	瀬々 和義	定行 宏和	横町・蛭子町
						本町・西本町
麻生 民子	麻生 民子	麻生 民子	麻生 民子	麻生 民子	麻生 民子	寺山
外園 晃	外園 晃	外園 晃	外園 晃	外園 晃	外園 晃	常德
渡辺 和義	渡辺 和義	渡辺 和義	渡辺 和義			〃
奥田 貞久	奥田 貞久	奥田 貞久	奥田 貞久	奥田 貞久	奥田 貞久	〃
池上 潔	池上 潔	池上 潔	池上 潔	池上 潔	池上 潔	〃
矢次 栄子	矢次 栄子	矢次 栄子	矢次 正俊	矢次 正俊	矢次 正俊	中原
松本 順	松本 順	松本 順	松本 順	松本 順	松本 順	大塚
後藤 啓一郎	後藤 啓一郎	渡来 止男	渡来 止男	渡来 止男	渡来 止男	〃
佐々木 昌克	佐々木 昌克	佐々木 昌克	佐々木 昌克	佐々木 昌克	佐々木 昌克	山本
本 ミチ工	本 ミチ工	本 ミチ工	本 ミチ工	本 ミチ工	本 ミチ工	〃
中尾 辰子	中尾 辰子		山本 英利	山本 英利	山本 英利	〃
奥永 義彦	奥永 義彦	奥永 義彦	奥永 義彦	奥永 義彦	奥永 義彦	深水
向野 茂	向野 茂	向野 茂	向野 茂	向野 茂	向野 茂	新洞
権藤 孝子	権藤 孝子	権藤 孝子	権藤 孝子	権藤 孝子	権藤 孝子	沖
川面 美智子	川面 美智子	川面 美智子	川面 義則	川面 田守	川面 田守	小坂
小林 聖	小林 聖	小林 聖	南 耕治	南 耕治	南 耕治	東院内

く本尊のく修復

鎌倉期造立の仏像

勝福寺の御本尊は、実相山真勝寺（現・真宗大谷派四日市別院）の御本尊であったと言ひ伝えられている。なぜ、真勝寺の御本尊であったものが勝福寺に來ているのかその理由は定かでないが、そこには渡邊一族の歴史が深く関係していると思われる。

平成五（一九九三）年に小堀仏具店に解体修理をお願いしたが、その時明らかになった胎内墨書によれば（次頁写真①）、勝福寺の御本尊は鎌倉時代の建治元（一二七五）年に造られている。建治元年は、四日市の地に真勝寺がひらかれた時代より三百年以上も遡った時代である。また反対側には（次頁写真②）違う筆跡で「本師尺迦○佛 …… 貞治五年 …… 佛師藤原信長 ……」と墨書されている。貞治五（一三六六）年は南北朝時代に北朝方が使っていた年号である。この時、なんらかの事情があつて解体修理され、修理にあつた「仏師藤原信長」が墨書したのである。

渡邊一族が崇敬してきた本尊

この「建治元年」と「貞治五年」との二つの墨書をどう読み解けばいいのであろうか。

本誌において「勝福寺縁起」を執筆した渡辺浩晃氏は、

（建治元年〜貞治五年という年代は）渡邊氏が豊前国・常徳に來住する以前、肥前国・松浦平戸にて水軍として活躍していた年代であり、修復年の貞治五（一三六六）年は渡邊氏が豊前国常徳に封ぜられた年と一致している。…また造仏された建治年間、大元帝国が襲來したいわゆる元寇の文永（一二七四）、弘安（一二八一）年間のはざまの時期である。文永の役において松浦平戸氏（渡邊氏）は当主が肥前鷹島で自刃する程の壊滅的被害を被っており、ご本尊は一族郎党の菩提を弔うために造立された可能性がある。…勝福寺御本尊は七百四十余年の渡邊氏一族の歴史をじつと見守ってきた仏様なのである。

と推測している。

解体修理

さて、この御本尊の痛みが激しく、昭和六十三（一九八八）年に本堂内陣の彩色のやり直しに合わせて若林仏具店に修理を依頼した。そのとき修復の仕方を「古代色仕上げ」としたが、その意味を、私は、原型に忠実な仕上がりと思ひ込んでしまった。ところが、出来あがりを見て驚いた。御本尊が全身灰色となつて歸つてきたのである。（三頁写真）

御空殿に安置し礼拝するが、外陣から仰ぐ御本尊は灰色の塊のようで、なんとも落ち着けない。それで平成五年に、今一度修復をお願いすることにした。今度は本格的にということ、思い切つて解体修理してもらい、金箔を施したうえで、時間の経過によるくすみの感じがでるように香で長時間薫じる方法をとることになった。

その修復の過程で明らかになつたのが、先にあげた胎内の墨書である。まったく思いがけない発見により、この御本尊が真勝寺を遡ること三百年の歴史をもつことがわかつた。わかつたと同時に、この御本尊は、誰が、どんな願いでもつて造立したのか。そして、いかなる因縁があつて、この四日市に辿り着き、真勝寺の御本尊となつたのか。この御本尊を巡る謎がいよいよ深まるばかりである。



小堀修復



若林修復



修復前の本尊



胎内墨書②中



胎内墨書②上



胎内墨書②下



胎内墨書①



解体（灰汁洗い終了）



木地直し完了

阿彌陀如来立像
解体修復

写真によって修復過程をたどってみます
* 小堀仏具店提供





堅地木屑彫



堅地附



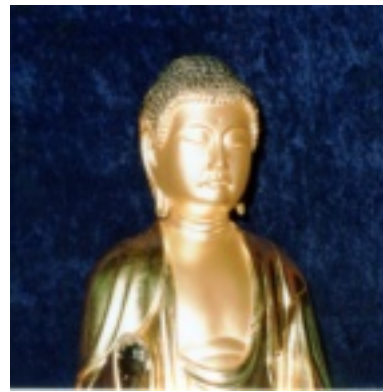
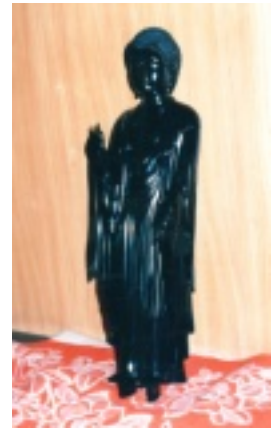
下地研



肩繼箔押



塗上



箔押完了



古色上り





修復完了

勝福寺共同墓

く え いっしょ 俱會一處

平成に入り、経済的な理由や地理的な理由で墓地を得ることが難しい人や、後継者が故郷を離れ墓を守ることが難しくなった人が増えてきました。

こうしたご門徒のために、誰もが入れる共同墓を造ってもらえないか、という声があちこちから聞こえてくるようになりました。

こうした願いに応えて、平成二十四（二〇一二年）八月に、勝福寺共同墓「俱會一處」が建立されました。

俱會一處

「俱會一處」とは、人間は一人ひとり違う業を生きているために、一つになりきれない悲しみをかかえています。

しかし、そんな私たちも、すべてのいのちを撰取してやまない阿弥陀仏のお浄土に往生するならば、バラバラで生きる悲しみを超えて、はじめて一つに出会うことができます。

そうした歓びのこもった言葉が「俱會一處」です。

「俱會一處」全景



法名塔



墓標裏面

「俱會一處」建立資金については、土地取得代、登記代、墓地整地代、墓碑建立代等で四五〇万円かかりましたが、その経費は勝福寺会計でまかないました。

「俱會一處」設立にあたっては、宇佐市より許可を得た上で、(有) 宇佐石材工業に施工してもらいました。

「俱會一處」は平成二十四(二〇二二)年八月から利用が始まり、令和元(二〇一九)年八月現在、二十三名の方が納骨されています。



勝福寺共同墓「俱會一處」納骨規約

(墓地)

第一条 この規則に定める勝福寺共同墓「俱會一處」は、勝福寺が所有する宇佐市大字四日市3165-5番地に設置した墓をいう。

(冥加金(みょうがきん))

第二条 納骨にあたっての冥加金は、一体につき15万円とする。

(維持管理費)

第三条 墓地の維持管理費は、一戸あたり年2000円とし、盆までに納める。

(法名塔)

第四条 法名塔に法名などを刻む費用は自己負担とする。(2015年現在、2万円)

(納骨方法)

第五条 お骨は墓碑内の瓶の中に合葬するものとする。

ただし、希望者は七回忌まで墓碑内の棚に安置することができる。

(清掃)

第六条 各自、墓参にあたっては清掃をこころがける。

【附則】 この規約を利用者ごとに二通作り、一通を勝福寺が、もう一通を利用者が持つこととする。

年 月 日

響流山勝福寺 住職

印

「俱會一處」利用者

印

庫裏の台所並びに玄関改修工事

長いこと、報恩講のお齋造りは、台所と土間を上がったたり、降りたりしてやってきましたが、足腰の弱った年寄りには大変でした。そこで平成二十六年に、台所と玄関の改修工事を行い、土間を廃してワンフロアの台所にしました。

「勝福寺庫裏・台所玄関改修」趣意書

清秋の候、皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、このたび勝福寺総代会において話し合いを行った結果、庫裏の台所と玄関の改修をすることになりました。ついでには門信徒の皆様のご賛同をいただきたく、趣意書をお届けさせていただきます。

現在の台所、玄関は昭和四十六年に親鸞聖人七百回御遠忌の記念事業の一環として改築されたものです。その当時においては、かまどからガス釜へ、井戸から水道へと、画期的な台所だったことでしょう。しかし、それから四十三年たち、今では水道管をはじめ諸設備は古くなり、

段差の多い台所は年老いた者には使いにくいものになってしまいました。

人々の心の荒廃が歎かれている現在、門信徒の心の拠り所としてお寺を大切にしていかねばならぬと思います。そのためにも、報恩講でのお齋づくりや婦人会・子ども会活動がやりやすいように、土間をなくして台所と玄関をワン・フロアに改修することにしました。

出費多端のところまことに申し訳ございませんが、趣旨をおくみとりのうえ、是非ともご協力くださるようお願い申し上げます。

記

一、名称 勝福寺庫裏・台所玄関改修工事

一、施工業者 宇佐産業株式会社

一、総費用 五百万円

一、費用負担 勝福寺 二百万円
門信徒 三百万円

一、募財額 一口五千元
できれば三口以上

(門徒平均一万五千元)

一、募財期間 平成二十六年十二月十五日まで

平成二十六年十月十五日

勝福寺住職 藤谷知道

勝福寺総代長 向野 茂

他 総代一同

門信徒各位

旧台所



旧玄関



「庫裏の台所・玄関改修工事」完了報告

厳寒の候、皆さま方にはお変わりなくお過ごしのことと拝察申し上げます。

さて先日、皆さまにご協力をお願いいたしました「勝福寺庫裏・台所玄関改修」は、十二月二十六日に開かれた臨時総代会において、改修工事の出来栄を確認したうえで、全会一致で、改修事業の収支決算書を承認いたしましたので、ここに報告いたします。

まず、収支の概要ですが、「勝福寺庫裏・台所玄関改修」のための御懇志は、百九十九人の方が御依頼にに応じてくださり、三百十三万円の御懇志が寄せられました。

次に、改修工事についてですが、宇佐産業株式会社のご尽力によって、十月二十七日に着工し、十二月十八日に無事竣工することができました。下に写真を載せておりますので、ご覧ください。

工事費については、追加工事もあって、予定を五十万円ほど超えた五百五十万円となりました。支払いには、予定額を十三万円ほど超えた御懇志の三百十三万円と、勝福寺からの二百三十七万円を充当いたしました。

以上が収支決算の概要です。詳しいことは裏面に載せた収支決算書をご覧ください。

最後になりましたが、このたびの「勝福寺庫裏・台所玄関改修」の趣旨にご理解くださり、

厳しい家計をやりくりして御懇志をお寄せ下さいました門信徒の皆さまに、厚くお礼を申し上げます。

これからは、便利になった台所・玄関を精一杯使って、報恩講でのお齋作りや、婦人会、子ども会活動に励んでゆきたいと思っております。

二〇一四年十二月二十八日

勝福寺住職 藤谷知道

総代長 向野 茂

総代 一同

各位



新台所 ガス釜・調理台



新玄関



改修なった台所を使って「かはづの会」のサロン活動



勝福寺年間行事 並びに 諸活動

修正会	元旦	阿弥陀如来にお参りし、新しい一年をいただくとともに、聞法の歩みを誓います。
報恩講	1月末の金・土・日	親鸞聖人のご命日にあたり、阿弥陀さまと親鸞聖人へのご恩報謝の法要を営みます。 初日＝昼席・夜席法話 二日目＝お斎・昼席・夜席法話 (時イベント) 三日目＝お斎・昼席法話
在家報恩講	2月	各家庭のお内仏には阿弥陀さまを安置しています。その阿弥陀さまに御恩報謝のお参りをします。
勿忘の鐘をつく集い	3月11日	東日本大震災で亡くなった多くのいのちを悼み、原発事故により今も苦しむ人々のことを念じて「忘れな鐘」を撞きます。
春季彼岸会・降誕会	4月初旬の2日間	春の彼岸会では、お釈迦さまの誕生をお祝いする降誕会を兼ねて勤めます。
盂蘭盆会	8月	8月に入ったら順にご先祖のご恩報謝のお参りをします。お盆最中は初盆のお家のお参りをします。
平和の鐘を撞く集い	8月15日	親鸞聖人の「世の中安穏なれ、仏法ひろまれ」のお言葉を受けて、終戦記念日の11時30分に読経・焼香のあと、正午より「平和な世」を願い東別院の梵鐘を撞きます。
秋季彼岸会・永代経	9月末の2日間	仏徳と仏国土をたたえる彼岸会の法要ならびに先祖へのご恩報謝の法要です。この一年間の物故者の追悼法要もします。
総代会	毎年9月に実施	各地区の門徒の代表が、勝福寺から提案された議案を審議します。
仏教婦人会 「かはづの会」	通年	①報謝の日 … 本堂や庭の清掃活動 ②総会並びに研修会 ③彼岸会でのお斎作りやバザー協力 ④戦争ホーキーいのちの葉作り ⑤イキイキかはづの会活動(料理教室など) ⑥子供会の手伝い
たんぽぽ子ども会	冬休み・春休み 夏休みの年3回	門信徒の子弟を対象に、平成10年から年3回を基本として実施しており、回数も54回を数えます。
「ひびき」発行	1月、4月、7月、10月	年4回発行
御名を聞く会	毎月28日 午後1時半	親鸞聖人のご命日にあたる28日に、おもに住職と坊守が法話をさせていただきます。御遠忌に向けて「お待ち受け聞法会」を実施中のため、現在、休止中。
はじめの一步	毎月1回	自由な語らいの中で仏教にふれる入門講座。 御遠忌に向けて「お待ち受け聞法会」を実施中のため、現在、休止中。
汝自当知の会	月に1度	有志の者での自主学習会 お聖教の学習、本の輪読、座談など
研修旅行	隔年で実施	当初は婦人会の研修旅行として行ってきたが、平成24年以降は婦人会員だけでなく勝福寺全体に呼びかけて行っています。